

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	児童手当に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

上尾市は、児童手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

上尾市長

公表日

令和6年9月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当に関する事務
②事務の概要	児童手当法に基づき、高校生年代までの児童を対象に月1万5千円又は1万円、第3子以降は3万円を児童を監護する保護者に支給している。 特定個人情報ファイルは、次の事務に利用している。 ・支給資格、認定請求の受理、審査又は請求 ・額改定の請求の受理、審査又は請求 ・未支払の請求の受理、審査又は請求 ・現況届の受理、審査又は届出 ・関係機関への閲覧、提供又は報告 ・父母指定者の届出の受理、審査又は届出 ・公的給付に対する公金受取口座情報に関する事務 また、申請については、窓口や郵送で受け付けるとともに、マイナポータル(国が運営するインターネット上のサイト)を利用した電子申請によっても行う。
③システムの名称	児童福祉システム、宛名管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、マイナポータル(サービス検索・電子申請機能)、申請管理システム、住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
受給資格者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法律第9条第1項 別表第一の56の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第44条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 【情報提供の根拠】 番号法別表第二の26,30,87,106の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第19条、第44条、第53条) 【情報照会の根拠】 番号法別表第二の74,75の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第40条、第40条の2) ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第9条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則(令和3年デジタル庁令第10号)第2条第23号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども未来部 子ども支援課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	子ども未来部 子ども支援課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	子ども未来部 子ども支援課

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年9月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年9月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月28日	事務の概要	現況届の受理、審査又は請求	現況届の受理、審査又は届出	事前	
平成27年12月28日	2.特定個人情報ファイル名	受給者情報ファイル	受給資格者情報ファイル	事後	
平成27年12月28日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成27年1月1日時点	平成27年11月1日時点	事後	判定基準日の見直し
平成27年12月28日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	平成27年1月1日時点	平成27年11月1日時点	事後	判定基準日の見直し
平成28年7月5日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	石川 孝之	長島 徹	事後	
平成28年7月5日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	総務部 総務課	子ども未来部 子ども支援課	事後	
平成28年7月5日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成27年11月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	
平成28年7月5日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	平成27年11月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	
平成29年6月12日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	児童福祉システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ	児童福祉システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、電子申請システム	事前	
平成29年6月12日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法別表第二の26.87の項	【情報提供の根拠】 番号法別表第二の26.30.87の項	事後	
平成29年6月12日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成28年4月1日時点	平成29年6月1日時点	事後	判定基準日の見直し
平成29年6月12日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	平成28年4月1日時点	平成29年6月1日時点	事後	判定基準日の見直し
平成29年6月12日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 特記事項	なし	「なし」を削除	事後	
平成29年8月8日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法別表第二の74の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第40条	【情報照会の根拠】 番号法別表第二の74.75の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第40条、第40条の2)	事後	
平成29年10月2日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成29年6月1日時点	平成29年9月25日時点	事前	判定基準日の見直し
平成29年10月2日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	平成29年6月1日時点	平成29年9月25日時点	事前	判定基準日の見直し
平成29年10月2日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	児童福祉システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、電子申請システム	児童福祉システム、宛名管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、電子申請システム	事前	
平成30年1月19日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	児童福祉システム、宛名管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、電子申請システム	児童福祉システム、宛名管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、電子申請システム、住民基本台帳ネットワークシステム	事前	
平成30年1月19日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成29年9月25日時点	平成30年1月10日時点	事前	判定基準日の見直し
平成30年1月19日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	平成29年9月25日時点	平成30年1月10日時点	事前	判定基準日の見直し
平成30年5月10日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	長島 徹	内田 雅幸	事前	
平成30年5月10日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成30年1月10日時点	平成30年4月16日時点	事前	判定基準日の見直し
平成30年5月10日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	平成30年1月10日時点	平成30年4月16日時点	事前	判定基準日の見直し
平成31年4月12日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	②所属長 子ども支援課長 内田 雅幸	②所属長の役職名 課長	事前	
平成31年4月12日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成30年4月16日時点	平成31年3月26日時点	事前	判定基準日の見直し
平成31年4月12日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	平成30年4月16日時点	平成31年3月26日時点	事前	判定基準日の見直し
平成31年4月12日	IVリスク対策	該当項目無し	項目追加	事前	基礎項目評価書様式変更
令和1年12月20日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法別表第二の26.30.87の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第19条、第44条)	【情報提供の根拠】 番号法別表第二の26.30.87.106の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第19条、第44条、第53条)	事後	

